

## 見附市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月25日(木) 午後3時
2. 開催場所 見附市役所 4階 大会議室
3. 出席委員 11名  
1番 齋藤高央                      2番 渡邊和明                      3番 佐藤徹  
4番 小林平仁                      5番 三本友子                      6番 齋藤義夫  
7番 関谷常夫                      8番 三沢孝喜                      9番 高橋行雄  
10番 小杉義光                      11番 櫻井政志
4. 欠席委員 1名 山田久栄
5. 議事日程  
    日程第1 会議録署名委員の指名について  
    日程第2 報告1号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について  
              報告2号 非農地証明願いによる非農地判断について  
    日程第3 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
              議第2号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

### 6. 農業委員会事務局職員

局長 北村保                      次長 菊地民男                      係長 菫澤亜紀子

### 7. 会議の概要

(午後3時 開会)

議長

(関谷会長)

ただ今から、令和6年7月の農業委員会総会を開会いたします。  
本日は、欠席委員1名、山田委員より欠席の報告がありました。現在の出席委員は、11名でございます。よって、総会は、成立しております。また、招集案内により出席していただいている、農地利用最適化推進委員におかれましては、地域の議案もありますので意見等ありましたら積極的な発言をお願いいたします。

はじめに、会議録署名委員の指名でございますが、議席番号順となっておりますので、8番 三沢委員、9番 高橋委員の2名にお願いします。

議長

(関谷会長)

報告に入ります。「報告第1号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について」事務局より報告願います。

事務局  
（菊地次長） 「報告第1号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について」報告いたします。

1番、申請地目は畑、面積合計309㎡です。転用目的は住宅・カーポート建築敷地、権利種別は使用貸借による設定です。

2番から18番は、1件の届出案件であり、それぞれの土地は隣接していますので、まとめて説明します。申請地目は田及び畑、他45筆、面積合計36,041㎡です。

譲渡人は全員で19人です。転用目的は工場等宅地造成、権利種別は売買による所有権移転です。

1番から18番とも、市街化区域内にある農地であり、周辺地域に与える影響はないものと考え、審査の結果、適法な届出であると認められましたので受理したものです。報告は以上です。

議長  
（関谷会長） 事務局からの報告が終わりました。質問等ございませんか。

（質問、意見なし）

議長  
（関谷会長） 質問、意見がございませんので、続いて「報告第2号 非農地証明願いによる非農地判断について」事務局より報告願います。

事務局  
（菊地次長） 「報告第2号 非農地証明願いによる非農地判断について」報告いたします。

1番、申請地目は田及び畑、他3筆、面積合計6,938㎡です。

2番、申請地目は畑、面積1,740㎡です。

申請地1番2番とも隣接した土地であり、山間地の奥に位置しています。周辺一帯は山林に囲まれ、多年生植物が著しく成長・繁茂し耕作困難により原野化しており、農地への復旧は困難であることから、非農地証明願いが提出されました。会長、農地部会長、地区担当委員と事務局で現地確認を行い、非農地と判断しました。報告は以上です。

事務局からの報告が終わりました。質問等ございませんか。

小林平仁委員 一般論で教えてもらいたいのですが、農振農用地内の農地の非農地証明はできるのですか。

菊地次長 農振農用地の場合は、まずは除外してもらう必要があります。除外の場合

合は相当の理由と協議の必要がありますが、簡単に除外はできません。  
今回のように農外で山の中であるとか、20年以上全く何もしていないなど、国から定められた判断基準があります。委員の方から現地確認してもらい判断をしていただいています。

議長  
(関谷会長)

以上で報告を終わります。

議長  
(関谷会長)

議事に入ります。「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」上程します。事務局より説明願います。

事務局  
(菰澤係長)

「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。  
1番、申請地目は畑、他2筆、面積合計は2,597㎡です。  
譲渡人は県外在住で耕作は難しいため、譲受人が畑として耕作して行くということだと話がまとまったものです。  
申請については、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長  
(関谷会長)

事務局の説明が終わりました。地区担当委員の小林平仁委員より補足説明をお願いします。

小林委員

譲渡人は、すでに実家も地元になく県外にお住まいで、耕作することはできません。現地は、以前に建設残土で埋め立てて、いろいろ取り組んでいる場所ということですが、譲受人がきちんと管理して、栗を植えてやっていくということなので、よろしくお願いします。

議長  
(関谷会長)

事務局、地区担当委員の補足説明が終わりました。質問、意見がありましたら発言をお願いします。

(質問、意見なし)

質問、意見がございませんので、採決に入ります。議第1号を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議長  
(関谷会長)

続いて「議第 2 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見」について上程します。議第 2 号について事務局より説明願います。

事務局  
(菰澤係長)

「議第 2 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見」について説明いたします。

申請の 1～9 番は、新潟県農林公社から受け手側の変更があったため、移転の促進計画です。

10 番は、出し手側より期間変更の申請が出されたため、受け手の変更はありませんが、期間変更に伴い再契約を結ぶことになったための促進計画です。

促進計画の作成については、農業委員会から意見を聴くこととされていますので、市から農業委員会の意見が求められているものです。

申請をあわせて、34 筆、面積合計は 31,292.62 m<sup>2</sup>です。

農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしており、適切であると考えます。説明は以上です。

議長  
(関谷会長)

事務局の説明が終わりました。質問、意見がありましたら発言をお願いします。

(質問、意見なし)

質問、意見がございませんので、採決に入ります。議第 2 号について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議長  
(関谷会長)

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。これをもちまして、令和 6 年 7 月の農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3 時 25 分 閉会)

議事録に相違ないものと認め、ここに署名致します。

議 長 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_

議事録調製者（係長） \_\_\_\_\_